

主な保険用語のご説明

<p>1 やっかん 約款</p>	<p>保険契約上のいろいろなとりきめを記載したものです。</p>
<p>2 しゅけいやく とくやく 主契約と特約</p>	<p>保険の基本となる契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるなどのために、主契約に付加する契約を特約といいます。</p>
<p>3 けいやくしゃ 契約者</p>	<p>保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（たとえば、契約内容変更などの請求権）と義務を有する企業・団体または被保険団体の代表者をいいます。</p>
<p>4 ひ ほけんしゃ 被保険者</p>	<p>その人の生死、入院(手術)などが保険の対象となる人のことをいいます。</p>
<p>5 うけとりじん 受取人</p>	<p>死亡保険金・入院給付金などを受け取る人のことをいいます。</p>
<p>6 ほけんきん 保険金</p>	<p>被保険者が死亡されたとき、高度障害などに該当されたときにお受取りになるお金のことです。</p>
<p>7 きゅうふきん 給付金</p>	<p>災害または疾病により入院されたとき、災害により身体に障がいが生じたときなどにお受取りになるお金のことです。</p>
<p>8 ほけんりょう 保険料</p>	<p>契約者（企業・団体など）から保険会社にお払込みいただくお金のことです。</p>
<p>9 こくちぎむ 告知義務と こくちぎむいはん 告知義務違反</p>	<p>契約者と被保険者には、契約の申込みをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことについて所定の書面により当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて、故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合などは、「告知義務違反」となり当社はお契約の全部または一部を解除することができます。</p>
<p>10 せきにかいしきび 責任開始期(日)</p>	<p>申し込まれた契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。</p>
<p>11 しっこう 失効</p>	<p>保険料払込猶予期間（払込期日の属する月の翌月末日まで）を過ぎても保険料のお払込みがなく、契約の効力が失われることをいいます。</p>
<p>12 ふっかつ 復活</p>	<p>失効したご契約について、告知書をご提出のうえ、効力のある状態に戻すことをいいます。復活可能期間は猶予期間満了の日の翌日から1ヵ月以内です。</p>
<p>13 しらいじゅう 支払事由</p>	<p>約款で定める、保険金、給付金などをお支払いする場合をいいます。</p>
<p>14 めんせきじゅう 免責事由</p>	<p>約款で定める、保険金、給付金などをお支払いできない場合をいいます。</p>
<p>15 かいじょ 解除</p>	<p>告知義務違反などにより、契約の全部または一部を消滅させることをいいます。</p>